(3)　誤り訂正符号は、符号化率二分の一、拘束長七の畳み込み符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^5 + X^6$

$G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^6$

(六)　呼出しを行う場合には、その都度、海岸地球局から指定された呼出し周波数に選択されること。

(七)　呼出しシーケンスが終了してから、少なくとも一六秒間は、再呼出しができないこと。

2　受信装置

(一)　無線設備の種類に応じ、次の(1)又は(2)の周波数範囲の五kHz間隔のいずれの周波数にも自動的に同調可能であること。

(1)　標準同調範囲型の無線設備

一、五二五MHzから一、五四五MHzまで

(2)　限定同調範囲型の無線設備

一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで

(二)　通信状態以外は、ＮＣＳコモンＴＤＭに同調していること。

(三)　無線電信（呼出し及び応答のためのものを除く。）による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1)　1の(三)の(1)の条件に適合すること。

(2)　受信信号は、次のとおりであること。

ア　1の(三)の(2)のアからオまでの条件に適合すること。

イ　伝送速度は、毎秒八、〇〇〇ビットであること。

(3)　誤り訂正復号は、サブバンドフィールドのみに付加され、符号化率四分の三、拘束長七のパンクチャド畳み込み符号化された受信信号をビタビ復号することとし、その元になる符号化率二分の一の畳み込み符号の生成多項式は、次のとおりとする。

$G_1(X) = 1 + X_2 + X_3 + X_5 + X_6$

$G_2(X) = 1 + X + X_2 + X_3 + X_6$

(4)　デスクランブルは、系列$2^{15}-1$のPN系列との排他的論理和をとること。

(5)　復調器入力までの選択度特性は、次の条件に適合すること。

ア　希望信号を中心として（±）二五kHz以内を除いた一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。